

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号の13



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

規

則

○建築士法施行細則等の一部を改正する規則（※）

（建築課取扱い） 1

規 則

建築士法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第38号

建築士法施行細則等の一部を改正する規則

（建築士法施行細則の一部改正）

第1条 建築士法施行細則（昭和25年鹿児島県規則第116号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（証明書の交付）

第2条の2 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けている旨の証明を受けようとする者は、建築士登録証明申請書（別記第3号様式の2の2）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に建築士登録証明書（別記第3号様式の2の3）を交付する。

第6条第1項中「前条第4項若しくは第5項」を「前条第5項」に改め、「申請又は」を削る。

第8条の12中「提出を」を「送付若しくは提出を」に改め、同条第2号中「提出」を「送付」に改める。

別記第3号様式の2の次に次の2様式を加える。

第3号様式の2の2 (第2条の2関係)

証 明 手 数 料 収 入 証 紙 貼 付 欄 (消印しないでください。)

建築士登録証明申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

印

下記のとおり建築士法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けている旨の証明を申請します。

記

建 築 士 氏 名	
建築士免許の種別	<input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造
登 録 番 号	鹿児島県知事登録 第 号

証明書の申請枚数	枚
証明書の使用目的	

備考1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

2 のある欄は、該当するの中にレ印を付けてください。

第3号様式の2の3 (第2条の2関係)

建築士登録証明書

下記のとおり登録されていることを証明します。

年 月 日

鹿児島県知事

印

記

フリガナ 氏 名	
旧 姓	
通 称 名	
生年月日	年 月 日
登録番号	鹿児島県知事登録 第 号
登録年月日	年 月 日

講習

講 習 区 分	講 習 修 了 証 番 号	講 習 を 修 了 し た 年 月 日

定期講習履歴

講 習 区 分	講 習 修 了 証 番 号	直 近 の 講 習 を 受 け た 年 月 日

(処分歴)

別記第 9 号様式備考 3 中「定款及び」を削る。

別記第10号様式備考 4 を次のように改める。

4 届出の理由が、開設者死亡の場合は戸籍謄本又は戸籍抄本を、開設者死亡以外の理由（廃止を除く。）の場合は履歴事項全部証明書を添付してください。

別記第10号様式備考 5 を削る。

（建築士法施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

第 2 条 建築士法施行細則の一部を改正する規則（平成24年鹿児島県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の改正規定中「これ」を「これを」に改める。

第 8 条を改め、第 1 章中同条の次に13条を加える改正規定のうち、第 8 条の14に係る部分中「第 7 条まで」を「第 4 条まで、第 5 条第 6 項、第 6 条」に、「第 3 条第 2 項」を「第 2 条の 2 第 1 項中「別記第 3 号様式の 2 の 2」とあるのは「別記第 3 号様式の 2 の 2 に準じて指定登録機関が定める様式」と、同条第 2 項中「別記第 3 号様式の 2 の 3」とあるのは「別記第 3 号様式の 2 の 3 に準じて指定登録機関が定める様式」と、第 3 条第 2 項」に、「中「申請者に免許証」とあるのは「申請者に免許証明書」と、」を「並びに」に改め、「第 5 条第 1 項中「別記第 3 号様式の 5」とあるのは「別記第 3 号様式の 5 に準じて指定登録機関が定める様式」と、同条第 2 項中「別記第 3 号様式の 6」とあるのは「別記第 3 号様式の 6 に準じて指定登録機関が定める様式」と、同条第 3 項中「別記第 3 号様式の 7」とあるのは「別記第 3 号様式の 7 に準じて指定登録機関が定める様式」と、同条第 4 項中「別記第 3 号様式の 8」とあるのは「別記第 3 号様式の 8 に準じて指定登録機関が定める様式」と、同条第 5 項中「別記第 3 号様式の 9」とあるのは「別記第 3 号様式の 9 に準じて指定登録機関が定める様式」と」を削り、「前条第 4 項若しくは第 5 項の」を「前条第 5 項の規定による」に、「前条第 3 項」を「前条第 5 項」に改め、「第 7 条中「別記第 4 号様式」とあるのは「別記第 4 号様式に準じて指定登録機関が定める様式」と」を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。